○無線局免許手続規則別表第二号第1等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表(平成十六年十一月九日) (総務省告示第八百六十号)

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)別表第二号第1から第6まで、別表第二号の三第1及び別表第二号の三第3の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を次のように定める。

- 一無線局の目的コードの欄無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第一号のとおりとする。
- 二 通信事項コードの欄 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第二号のとおりとする。

別表第一号 無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表

1 無線局の目的コード

項目	コード
電気通信業務用	ccc
公共業務用	PUB
放送事業用	BCS
実験試験用	EXP
アマチュア業務用	ATC
一般放送用	GBC
簡易無線業務用	CRA
一般業務用	GEN
基幹放送用	BBC

2 基幹放送の種類コード

項目	コード
中波放送	BMF
短波放送	BR
短波放送(国際放送)	IBR
短波放送(中継国際放送)	RIB
超短波放送	BFM
超短波放送(外国語放送)	FFM
超短波放送(コミュニティ放送)	CFM

超短波放送(臨時目的放送)	EFM
超短波放送(デジタル放送)	DFM
超短波放送(受信障害対策中継放送)	SFM
超短波文字多重放送	FCM
超短波文字多重放送(有料放送を含む。)	PFC
標準テレビジョン放送(デジタル放送)	DTJ
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(超	DHV
高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。)(デ	
ジタル放送)	
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(超	SHV
高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。)(デ	
ジタル放送・受信障害対策中継放送)	
超高精細度テレビジョン放送(デジタル放送)	DSV
データ放送(デジタル放送)	DDJ
マルチメディア放送	ММН
放送試験用	BCK
その他の放送	OBC

別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表

項目	コード
電気通信業務に関する事項	ccc
電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項	CCG
電気通信業務(一般放送用のフィーダリンクを含む。)に	CCF
関する事項	
電気通信事業運営に関する事項	CCM
国会事務に関する事項	GGG
防災対策に関する事項	DAB
警察事務に関する事項	GMP
道路交通情報に関する事項(安全運転支援に関する事項	RDI
を除く。)	
安全運転支援に関する事項	ITS
治安維持対策に関する事項	TRO
電気通信の監理・規律に関する事項	GMA
標準周波数及び標準時の通報	GMS
消防事務に関する事項	FDA

_	
検察事務に関する事項	GMK
矯正管理に関する事項	GMR
入国管理に関する事項	GME
公安調査に関する事項	GML
外務行政事務に関する事項	GMT
税関事務に関する事項	GMC
国税事務に関する事項	GMG
宇宙開発に関する事項	SPA
放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA
検疫事務に関する事項	GMQ
麻薬取締に関する事項	GMN
水防事務に関する事項	RDR
水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除	RDA
<∘)	
災害対策・水防に関する事項	DAO
放流警報又は霧警報に関する事項	DFW
航空保安事務に関する事項	ACH
無線標識に関する事項	ACE
航空無線航行に関する事項	ACF
航空交通管制に関する事項	ACC
気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)	CWR
気象警報に関する事項	CWB
海上保安事務に関する事項	MSA
航路標識に関する事項	MSC
海上無線航行業務に関する事項	MSG
気象通報に関する事項	MSH
防衛に関する事項	GMD
外交に関する事項	EMB
防災行政事務に関する事項	DAI
防災行政事務に係る無線設備の運用監理に関する事項	DAK
公害対策に関する事項	KTS
土地改良事業に関する事項	AGG
地方行政事務に関する事項	LGO
道路交通情報通信に関する事項	RDV
道路管理に関する事項	RDK

ЕРА
ATO
GAS
RDC
WRU
HET
BCM
LCQ
LCL
LCA
LCI
RXY
HSA
HSM
HEA
HST
DAF
DAH
FSM
SPB
DBA
ВСР
BCA
BCG
RCT
BCS
EXP
OTP
EDC
ATC
ATS
BCB

簡易な事項	CRA
船舶の航行に関する事項	MAA
電報の託送に関する事項	TLG
浮標の識別に関する事項	MSD
浮標の無線標定に関する事項	FSO
海上運送事業に関する事項	MCS
海洋の観測に関する事項	MCR
水先・引き船に関する事項	HSP
海上作業に関する事項	MAW
海上測量業務に関する事項	MSM
港湾運送事業に関する事項	HSW
港湾工事に関する事項	HBW
漁業通信に関する事項	FSE
航空機の運用に関する事項	MMA
飛行援助に関する事項	ACB
航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD
自家用の航空関係に関する事項	ACO
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA
飛行場における地上管制に関する事項	ACY
航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ
航空機の製造修理に関する事項	ACT
航空機の修理に関する事項	ACR
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
貨物自動車の運行に関する事項	LCK
自動車の教習に関する事項	EDT
医療業務に関する事項	RXW
農林業に関する事項	AAF
MCA陸上移動通信に関する事項	MCA
狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する	DSR
事項を除く。)	
狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する	ETC
事項)	
電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	OTT

地域振興に関する事項	LAO
スポーツ・レジャーに関する事項	SRD
労働基準監督に関する事項	GMJ
ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
警備保障業務に関する事項	PTG
侵入検知に関する事項	PTI
災厄防止に関する事項	РТН
無線標定に関する事項	OTG
音響に関する事項	ото
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	ткк
一般業務用通信に関する事項	GEN